

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域公共交通の維持・活性化を推進する		評価方式	総合(実績)事業	番号	8-30
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		15,442,147	18,267,268	17,991,803		
（ 補 正 後 ）			29,574,431			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	19,793,595 <0>				
支出済歳出額（千円）		19,467,535				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	326,060 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	政策評価調書（個別票②）に同様の記載があるため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き地域公共交通の維持・活性化を推進するために必要な経費を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		地域公共交通の維持・活性化を推進する				番号	8-30		(千円)	
予 算 科 目										
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			政策評価結果等 による見直し額		
						21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費	16,867,883	17,230,164		
	A	2	一般	地方運輸局	地方運輸行政推進費	地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費	302,196	169,499		
	A	3	社会資本整備 事業特別	空港整備勘定	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費	1,097,189	592,140		
	A	4								
	小計							18,267,268 の内数	17,991,803 の内数	0
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									0
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計							<0> の内数	<0> の内数	<>
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
	小計							<0> の内数	<0> の内数	<>
合計							18,267,268 <0> の内数	17,991,803 <0> の内数	0	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		地域公共交通の維持・活性化を推進する			番号	8-30		(千円)
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
該当なし								
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:総合政策局

<p>政策名</p>	<p>地域公共交通の維持・活性化を推進する</p>	<p>番号</p>	<p>8-30</p>
<p>政策の概要</p>	<p>国土交通省が取り組む地域公共交通に対する支援等の施策により、地域公共交通の維持・活性化を推進する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要である。しかしながら、近年、地域によっては公共交通機関の運行(航)便数の減少などによる公共交通サービス水準の低下や、公共交通事業者の不採算路線からの撤退による交通空白地帯が出現している等の状況がみられ、地域公共交通を巡る環境は非常に厳しい状況にある。そのため地域公共交通の維持・活性化に資する当該施策を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 本施策の具体的措置として、地方バス・地方鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行ったが、業績指標の実績値は、全体として目標達成に向けて成果を示している。 地域公共交通の維持のうち、交通事業者による経営努力による維持・整備を基本としつつも、施策の実施により、事業として成立し難い地域での地域住民の日常生活に必要な生活交通については、施策の実施により確保されているところである。 また、地域公共交通の維持も含めた活性化・再生については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及びこれに関連する施策の実施により、多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生を図るための環境整備が行われたところである。 以上のような効果的な施策を実施してきたことから、本施策は有効性が高いと評価できる。</p> <p>(効率性) 地域公共交通の維持については、国と地方との適切な役割分担を踏まえた上で実施されている。また、地域公共交通の活性化・再生については、地域のニーズ・課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、市町村、公共交通事業者等の地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な検討、合意形成を行い、合意した内容を確実に実施する取組に対して、国が総合的に支援を行っている。このように地域の主体的な取組みに対して支援を行うなど、支援の重点化が図られており、上で述べた施策の有効性と照らし合わせて、効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的評価) 地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要な課題であるため、「地域公共交通の維持・活性化を推進する」という施策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として、地方バス・地方鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った。 業績指標の実績値は、全体として目標達成に向けて施策が実施されていると言えるが、地域のニーズによりの確に対応するとともに、これらの取組をより促進するため、引き続き現在の施策を確実に実施するとともに、更に充実していくこととする。</p> <p>(反映の方向性) 基本的には現在の施策を引き続き確実に実施するとともに、地域のニーズによりの確に対応し、これらの取組をより促進するため、平成20年度に創設された、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度である「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、引き続き地域の創意工夫ある自主的な取組みを推進する。 また、地方バス路線の維持に関しては、輸送人員の減少等により引き続き厳しい経営環境にあることを踏まえ、バス車両の更新促進による構造改善を図るため、車両購入費に係る補助台数を拡充する。離島航路の維持に関しては、公設民営化のための船舶買取・船舶建造や、燃費向上等各種取組みの詳細な検討、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施するほか、離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の充実及び延長を図る。</p>		

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総合政策局

政策名	地域公共交通の維持・活性化を推進する	番号	8-30
-----	--------------------	----	------

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					18年度	19年度	20年度		
	地域公共交通の維持・活性化を推進する	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	件	60 19年度		60	263	300 24年度	地域公共交通総合連携計画の策定件数について、初期値については法律施行後初年度となる平成19年度の連携計画の策定件数(60件)を設定し、目標年次までに各地方運輸局等毎に30地域において連携計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた300件とした。
		バスロケーションシステムが導入された系統数	系統	7,067 18年度	7,067	8,349	集計中	9,000 24年度	近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定
		地方バス路線の維持率	%	96 14年度	96	96	97	100 20年度	都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。
	有人離島のうち航路が就航されている離島の割合	%	71 17年度	71	70	70	71 22年度	我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はその内一般旅客定期航路が就航している離島数。架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。	
	生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合	%	96 17年度	89	89	89	96 22年度	生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも現況値96%を維持することを目標とする。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)	平成19年2月13日
	日本経済の進路と戦略	平成20年1月18日	i) 生活者の暮らしの確保(医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公共交通、情報通信基盤等)(中略)という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。〔第3章(1)〕
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第49号)	平成20年1月29日	
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「地域公共交通活性化法」に基づき、住民の足の確保に対し支援する。〔第2章2.(1)【具体的手段】(2)〕
	新経済成長戦略のフォローアップと改訂	平成20年9月19日	地域公共交通の活性化・再生に向けた支援の充実〔第1編 I 第3章 第1節〕地域コミュニティの活性化を図るため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の地域公共交通に関して、市町村、公共交通事業者、地域住民等による地域の創意工夫ある自主的な取組に対する支援の充実を図る。〔第2編 III 1(2)⑥(7)〕
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)	平成21年3月31日	離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。(II 1 1(3)及びIII 1 7エ②b)
	地域再生基本方針(一部変更)	平成21年4月24日	地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。〔2(1)⑥〕